図書類の指定......

参男青 画女少 画共年

課同・

:

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる

告

示

目

次

教育委員会

右

同

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

(総合学校教)

:

Ħ.

同

:

六

土地区画整理事業の事業計画変更の認可.....

(都市計画課)

:

Ŧi. 껃

右

同

大規模小売店舗の新設に関する届出.

(商工政策課) ...

同

:

公

告

完了..... 過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事の サービス事業の廃止の届出...... 介護保険法による指定介護予防サー ビス事業者の介護予防 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 生活保護法による指定施術者の廃止の届出.....

(道

路

課

:

同

<u>`</u>

保高

険 険 福

課祉

:

政健

策 策 福

課祉

:

(

収用委員会

公示による通知......

(監

理 課

:

六

第三千六百四十四号

平成二十五年

(水曜日)

青森県告示第三十六号

平成二十五年一月二十三日

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

青森県青少年健全育成条例 (昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号) 第十二条

青森県知事 Ξ 村 申

吾

11100日中	一三0四六	一三0四五	1110000	11108111	1三0四二 書	番指号定種
					書籍	種 別
無敵恋愛S* g.	ーハった主婦の体験二月号で った主婦の体験二月号で Sexy vol・三四 当刊まんがグリム童話	裏モノJAPAN	m i n i パラ	カリカ 日 LACKザ・タブ	コミックSweetプチ	名
gi r 1 八五七七 二月号	- 八〇一〇 - 二・一・七発行 月号増刊 三・一・七発行 三四 本当にあ	〇一八〇五二月号	〇八四九三 二月号	ハ四六六 〇四 三・二・二〇発行 ブー vol・七	五四八七〇一月号	称
ぶんか 社	ぶ ん か 社	鉄人社	竹書房	ミリオン出版	笹倉出版社	(製作者)名
			項第一号'該当	第十二条第一	建全育成条列青森県青少年	該当条項

青森県告示第三十七号

第五十五条の二第二号の規定により告示する。 五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条において準用する同法第 同法

示

平成二十五年一月二十三日

氏

名

住 所 廃止年月日 青森県知事 三 村 申

吾

平

成量三

青森県告示第三十八号

第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、次の指

平成二十五年一月二十三日

青森県知事 三 村 申

吾

三 三成 三	三平 ≟成 ÷	四ヶ大三 大字戸 六道階 の仏字 五耳町	ヨスへ リンテル フォシ	護訪 問 介	三〇の三七字道仏字耳ヶ吠三戸郡階上町大	ーフ株 フォ式 ー リ社
午	年届 月 日	所 在 地	名称	の 種 類	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又は
廃	国廃 止 出の	事業所	行居宅サー	I居 ご宅 スサ	指定居宅サービス事業者	指定居宅

青

森

青森県告示第三十九号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二項の規定により、次

平成二十五年一月二十三日

青森県知事 三 村 申

吾

青森県告示第四十号

行令 (平成十二年政令第百七十五号) 第七条第二項後段の規定により告示する。より行った次の町村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第十四条第一項の規定に

平成二十五年一月二十三日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

		101-	
		下北郡佐井村大字長後字野平九四の一、下北郡佐井村大字長後字疑道石田の一、「下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一	礼 沪 目 糸
	改築 (道路改	* 縫道石国有林八三一林班は小班まで 下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一	
		縫道石国有林八三一林班ほ小班から下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一	
_		崎一二〇の二まで「西津軽郡鰺ケ沢町大字中村町字上清水	に 木 毛 三 糸
平 成	改築 (道路改	* 崎一二〇の九五から 西津軽郡鰺ケ沢町大字中村町字上清水	中 寸 長 早 泉
完工 了の日の	工事の種類	事区間	路線名

公

告

フォー リ 社 会社 氏名 称 又は 事 業 者 フ 三〇の三七ヶ吠三戸郡階上町大 所在地又は住所主たる事務所の 介防介 護訪護 問予 種ビ防介類スサ護の一予 ーョスへ リンテル ーフーパ フォシー 名 事介 業を行う事業所 選予防サービス 称 所 在 地 ≣平 ≕成 三 年届廃 月 止 日出の 一 三 一 三 三 年廃 月 日止

平成二十五年一月二十三日

告する。

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規

大規模小売店舗の新設に関する届出

青森県知事

Ξ

村

申

吾

3

大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア鶴田店

北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字前田二三八外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八 代表取締役 前田惠三

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田惠三

平成二十五年八月二十七日

大規模小売店舗の新設をする日

兀

一、二一一平方メートル

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

六

駐車場の位置及び収容台数

五五台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

五〇台 (位置は、 届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

二〇二・五平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二三立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前零時十五分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一か所(位置は、

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

届出書添付図面のとおり)

4

午前六時から午後八時まで

八 届出年月日

平成二十四年十二月二十六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び鶴田町役場

2

期間

平成二十五年一月二十三日から同年五月二十三日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、鶴田町役場にあっては、その執務時間内とする。

+ 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

提出期限

平成二十五年五月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、 大規模小売店舗の新設に関する届出 日本語により記載すること。

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規

平成二十五年一月二十三日

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

3

ユニバー ス青柳店

青森市青柳二丁目九の一一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東京都港区芝浦一丁目二の NTTファイナンス株式会社

県

代表取締役 前田幸

森

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

青

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘

大規模小売店舗の新設をする日

兀

平成二十五年八月二十七日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五

、二八五平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

八四台 (位置は、 届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三八台 (位置は、 届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

六一・七五平方メートル (位置は、 届出書添付図面のとおり)

> 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一五・六二立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

開店時刻 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前九時 (ただし、年間十日は午前五時

閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分 (ただし、年間十日は午前五時) から翌午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

4

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

届出年月日

八

平成二十四年十二月二十六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場 所

2

期間

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

平成二十五年一月二十三日から同年五月二十三日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

+ 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成二十五年五月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

 $(\underline{})$

六

(三) 意見及びその理由

4

意見書は、 日本語により記載すること。

土地区画整理事業の事業計画変更の認可

いて準用する同法第九条第三項の規定により次のとおり公告する。 レイクタウン北土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項にお 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第十条第一項の規定により、 尾駮

平成二十五年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

施行者の名称及び住所

六ケ所村 名 称 上北郡六ケ所村大字尾駮字野附四七五 住 所

事業施行期間

平成十七年十月二十六日から平成二十六年三月三十一日まで

Ξ 施行地区

上北郡六ケ所村大字尾駮字野附の一部

兀 事業の名称

尾駮レイクタウン北土地区画整理事業

五 事務所の所在地

上北郡六ケ所村大字尾駮字野附四七五 六ケ所村役場内

施行認可の年月日

平成十七年十月二十六日

七 変更内容

2 事業施行期間の変更

3

資金計画書の変更

設計の概要の変更

八 平成二十五年一月十六日 変更認可の年月日

教 育 委 員

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十五年一月二十三日

青森県総合学校教育センター 所長

白

石

司

物品等の名称及び数量

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 電子計算機及びソフトウェア等の賃貸借一式

_

青森県総合学校教育センター

青森市大字大矢沢字野田八の二

Ξ 契約の方法

一般競争入札

兀 契約の相手方を決定した日

平成二十四年十二月十九日

契約の相手方の名称及び住所

五

青森市新町二丁目六の二九

株式会社ビジネスサービス

六 契約金額

七十八万五千四百円

七 契約の相手方を決定した手続

た者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者 賃貸借機器等に想定される仕様が適格であると判断できる応札仕様書等を提出し

を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十四年十一月十四日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十五年一月二十三日

青森県総合学校教育センター 所長 白

石

司

物品等の名称及び数量

ASNセンター 機能整備機器の賃貸借一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総合学校教育センター

県

報

青森市大字大矢沢字野田八 <u>თ</u>

契約の方法

森

随意契約

青

契約の相手方を決定した日

兀

平成二十四年十二月三日

契約の相手方の名称及び住所

五

富士通リース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目三の二二

六 契約金額

百三十九万千四十円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである

契約の相手方を決定した手続

ものである。 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

収 用 委 員

公示による通知

により公示による通知を行う。 書類を通知するに当たり、土地収用法施行令 (昭和二十六年政令第三百四十二号) 第 六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十六条第二項の規定により次の 一項の規定

平成二十五年一月二十三日

青森県収用委員会会長

赤

津

重

光

通知すべき書類の名称

通知を受けるべき者

審理の開催について (通知

_

住所 氏名 住所不明 相内勝政 ただし、住民票の住所

青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元一六三番地

通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

Ξ

その他

兀

みなされます。 一の書類は、 平成二十五年二月十三日を経過した時をもって通知があったものと

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

定価小口一枚二付十五円一銭